

固定資産税は毎年1月1日が課税の基準日です

次の場合は、税務課税務係までお知らせください。

1.家を新築・増築したとき

町または県職員がお伺いし、評価を行う必要があります。これは、間取りと使用材料などを確認させていただくもので、所要時間は30分程度です。ご協力をお願いいたします。

2.家屋の一部や全部を取り壊したとき

町職員が確認にお伺いします。連絡がない場合、取り壊しても引き続き課税されることがありますのでご注意ください。

※法務局へ滅失の登記をされた場合には必要ありません。

3.固定資産税を納めている方が亡くなった場合

土地・家屋の所有者(または納税管理人になられている方)が亡くなった場合は、相続人代表者指定届などの手続きが必要となります。

●届け出・問い合わせ先

税務課 税務係 TEL72-3111(内線135)

「白杖シグナル運動」について

白杖シグナルとは、視覚に障がいのある方が、外出先で道に迷ったり不安な時や災害時など何か困った際に、白杖を頭上50cm程に掲げて周囲に助けを求めるとのことです。

社会福祉法人福岡県盲人協会が提唱し現在、全国的な普及・啓発を目指して「白杖シグナル運動」として取り組みを進めています。

皆さんも、街角などで白杖を掲げている方を見かけたら、すすんで声をかけてください。

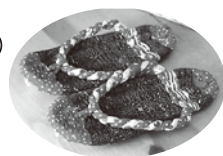


●届け出・問い合わせ先

健康福祉課 福祉医療係 TEL72-3111(内線161)

平成25年度 豊前市外二町清掃施設組合 リサイクル講座受講生募集

- 講座名 布ぞうり作り
- 講座開催日 2月7日(金)・14日(金)
2回コース 10:00~12:00
- 開催場所 豊前市外二町清掃センター
(豊前市大字八屋322-45)
- 募集人数 20名
- 申込期間 1月9日(木)~31日(金)
- 受付時間 8:30~16:30



●申し込み・問い合わせ先

豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192

電子申告(eLTAX)の受付開始のお知らせ

これまで紙で行っていた地方税の申告や届出の手続きがオフィスなどのパソコンからインターネットを利用して行うことができます。上毛町では、平成25年11月25日から電子申告(eLTAX)を利用できるようになりました。

税目	内容
個人住民税	給与支払報告書 特別徴収の異動届出など
法人町民税	中間申告書・確定申告書 法人設立届・異動届など
固定資産税(償却資産)	償却資産申告書など

詳しくは、eLTAXホームページ (http://www.eltax.jp/) をご覧ください。

●問い合わせ先

税務課 税務係 TEL72-3111(内線133)

税務署からのお知らせ

平成25年分の申告期限と納期限

■所得税及び復興特別所得税・贈与税/3月17日(月)

■個人事業者の消費税及び地方消費税/3月31日(月)

申告書などの作成は、ご自宅などから国税庁ホームページ「確定申請書等作成コーナー」をご利用ください
www.nta.go.jp 国税庁 検索

●問い合わせ先 行橋税務署 TEL0930-23-0580

「ロールモデルによるパネルディスカッションin北九州」開催のお知らせ

福岡県男女共同参画センターあすばるでは「北九州・京築で輝く女性たち～苦労をも財産に変える～」をテーマにあすばるで紹介したロールモデルによるパネルディスカッションを開催します。

苦労をも財産に変え、自分らしい人生を切り拓いた一途で前向きな彼女たちのストーリーを、ぜひお聞かせください。

- 日時 1月26日(日)13:30~15:30
- 場所 行橋市男女共同参画センター る〜ぶる 研修室A・B
(行橋市中央1丁目1-2 行橋市民会館別館2F)
- 定員 60名
- 参加費 無料
- 一時保育 無料※1月17日(金)までにお申し込みください。
- 申込方法 下記の連絡先へそれぞれ電話、FAX、ホームページ、メールのいずれかの方法でお申し込みください。

福岡県男女共同参画センター あすばる
TEL 092-584-1261
FAX 092-584-1262
ホームページ http://www.asubaru.or.jp/top.htm
メール info@asubaru.or.jp

行橋市男女共同参画センター る〜ぶる
TEL/FAX 0930-26-2232
メール d-center@tea.ocn.ne.jp

●問い合わせ先

住民課 生活窓口係 TEL72-3111(内線145)
福岡県男女共同参画センターあすばる TEL092-584-1261

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程をお知らせします

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。
※その他、詳細については2月号で掲載します。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	会場
2月17日(月)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里 (研修室)
18日(火)	東上(三田上り、大地原~大桐)	東上(峰、森、有田)	
19日(水)	東下(中村・下村)	東下(野間・小山田)	
20日(木)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
21日(金)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	唐原 コミュニティセンター (講堂)
24日(月)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
25日(火)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
26日(水)	下唐原(川ノ上・宮本・小路・馬場)	下唐原(上野地・下野地)	
27日(木)	下唐原(小池)	唐原地区で申告未済の方	げんきの杜 (研修室)
28日(金)	申告書類整理のため受付できません		
3月3日(月)	矢方	緒方	
4日(火)	成恒下	成恒上	
5日(水)	安雲西	安雲東	上毛町役場 (2階 大会議室)
6日(木)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	
7日(金)	大ノ瀬	ハツ並	
10日(月)	中村	吉岡	
11日(火)	松本	宇野西区	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方
12日(水)	宇野東区	垂水上区	
13日(木)	宇野垂水	垂水下区	
14日(金)	垂水中区	申告未済の方(全地区対象)	
17日(月)	申告未済の方(全地区対象)		

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL72-3111(内線133)

悪質商法などのトラブル防止のために

一人暮らしの高齢者を狙った悪質な訪問販売などがあとを絶ちません。また、若年層ではクレジットのトラブルを抱えたり、悪質商法だと気付かないまま、友人・先輩関係を利用したマルチ商法や、携帯電話・インターネットを通じた消費者被害に遭うケースもあります。

こうしたトラブルを未然に防ぎ安心して暮らせるまちづくりを目指し、町民の方々に研修会を企画しました。お気軽にご参加ください。

参加を希望される場合は、1月17日(金)までに企画情報課までご連絡ください。なお、定員が70名となっています。お早めに申し込みをお願いします。

第1回 「消費者被害の傾向と対策」

- 日時 1月31日(金)14:00~16:00
- 講師 福岡県消費生活センター 消費生活相談員 原田 隆至 氏
- 場所 げんきの杜 研修室
- 定員 70名
- 内容 消費者相談の事例を踏まえて、自分が被害者にならないために、「何に気をつけるべきか」を学びます。

●申し込み・問い合わせ先 企画情報課 TEL 72-3111(内線124)

第2回 「高度化する悪質商法の被害の現状と対策について」

- 日時 2月1日(土)10:00~12:00
- 講師 福岡県消費生活センター 消費生活相談員 田代 倫子 氏
- 場所 げんきの杜 研修室
- 定員 70名
- 内容 高齢者が消費者被害に遭ったときに、被害回復をどう図るか。また、被害に遭わないために高齢者をどう見守っていくかなどを学びます。

